

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更について 新旧対照表

○ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）

（傍線部分及び別添様式の二重傍線部分は改正部分）

変 更 案	現 行
特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準
目次	目次
I 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	I 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項・・・・・・・・ 1	2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項・・・・・・・・ 1
(1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重・・ 1	(1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重・・ 1
(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用・・・・・・・・ 2	(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用・・・・・・・・ 2
3 特定秘密を取り扱う者等の責務・・・・・・・・ 3	3 特定秘密を取り扱う者等の責務・・・・・・・・ 3
II 特定秘密の指定等・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	II 特定秘密の指定等・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1 指定の要件・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	1 指定の要件・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(1) 別表該当性・・・・・・・・ 4	(1) 別表該当性・・・・・・・・ 4
(2) 非公知性・・・・・・・・ 9	(2) 非公知性・・・・・・・・ 9
(3) 特段の秘匿の必要性・・・・・・・・ 9	(3) 特段の秘匿の必要性・・・・・・・・ 9
(4) 特に遵守すべき事項・・・・・・・・ 9	(4) 特に遵守すべき事項・・・・・・・・ 9
2 実施体制・・・・・・・・ 10	2 実施体制・・・・・・・・ 10
3 指定手続・・・・・・・・ 10	3 指定手続・・・・・・・・ 10
4 指定の有効期間の設定・・・・・・・・ 12	4 指定の有効期間の設定・・・・・・・・ 12
5 指定に関する関係行政機関の協力・・・・・・・・ 12	5 指定に関する関係行政機関の協力・・・・・・・・ 12
6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程・・・・・・・・ 12	6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程・・・・・・・・ 12
7 <u>通知を書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用す る方法による提供で行う場合の必要な措置の実施</u> ・・・・・・・・ 13	(新規)
III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等・・・・・・・・ 13	III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等・・・・・・・・ 13
1 指定の有効期間の満了及び延長・・・・・・・・ 13	1 指定の有効期間の満了及び延長・・・・・・・・ 13
(1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合・・・・・・・・ 13	(1) 指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合・・・・・・・・ 13
(2) 指定の有効期間の満了・・・・・・・・ 14	(2) 指定の有効期間の満了・・・・・・・・ 14
(3) 有効期間の延長の周知等・・・・・・・・ 15	(3) 有効期間の延長の周知等・・・・・・・・ 14
(4) 通じて30年を超えて延長する場合・・・・・・・・ 15	(4) 通じて30年を超えて延長する場合・・・・・・・・ 14
2 指定の解除・・・・・・・・ 15	2 指定の解除・・・・・・・・ 14
(1) 指定の理由の点検等・・・・・・・・ 15	(1) 指定の理由の点検等・・・・・・・・ 14
(2) 指定の一部解除・・・・・・・・ 15	(2) 指定の一部解除・・・・・・・・ 15

(3) 一定の条件が生じた場合の解除等	15
(4) 解除の周知等	16
(5) 特定秘密表示の抹消	16
(6) 指定解除表示	16
3 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報 を記録する行政文書で保存期間が満了したものの取扱い	16
(1) 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密	16
(2) 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密	16
IV 適性評価の実施	17
1 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方	17
(1) プライバシーの保護	17
(2) 調査事項以外の調査の禁止	17
(3) 適性評価の結果の目的外利用の禁止	17
(4) 基本的人権の尊重等	17
2 実施体制	18
(1) 適性評価実施責任者	18
(2) 適性評価実施担当者	18
(3) 関与の制限	18
(4) 留意事項	18
3 評価対象者の選定	18
(1) 名簿の提出	18
(2) 行政機関の長の承認	19
(3) 留意事項	19
4 適性評価の実施についての告知と同意	20
(1) 評価対象者に対する告知	20
(2) 同意の手続	20
(3) 不同意の場合の措置	21
(4) 同意の取下げ	21
5 調査の実施	22
(1) 評価対象者による質問票の記載又は記録と提出	22
(2) 上司等に対する質問等	22
(3) 人事管理情報等による確認	23
(4) 評価対象者に対する面接等	23
(5) 公務所又は公私の団体に対する照会	23
(6) 留意事項	23
6 評価	24
(1) 評価の基本的な考え方	24
(2) 評価の際に考慮する要素	25
7 結果等の通知	25
(1) 評価対象者への結果及び理由の通知	25

(3) 一定の条件が生じた場合の解除等	15
(4) 解除の周知等	15
(5) 特定秘密表示の抹消	15
(6) 指定解除表示	15
3 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情 報を記録する行政文書で保存期間が満了したものの取扱い	15
(1) 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密	16
(2) 指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密	16
IV 適性評価の実施	16
1 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方	16
(1) プライバシーの保護	16
(2) 調査事項以外の調査の禁止	16
(3) 適性評価の結果の目的外利用の禁止	17
(4) 基本的人権の尊重等	17
2 実施体制	17
(1) 適性評価実施責任者	17
(2) 適性評価実施担当者	17
(3) 関与の制限	17
(4) 留意事項	17
3 評価対象者の選定	18
(1) 名簿の提出	18
(2) 行政機関の長の承認	18
(3) 留意事項	19
4 適性評価の実施についての告知と同意	20
(1) 評価対象者に対する告知	20
(2) 同意の手続	20
(3) 不同意の場合の措置	20
(4) 同意の取下げ	20
5 調査の実施	21
(1) 評価対象者による質問票の記載と提出	21
(2) 上司等に対する質問等	21
(3) 人事管理情報等による確認	22
(4) 評価対象者に対する面接等	22
(5) 公務所又は公私の団体に対する照会	22
(6) 留意事項	23
6 評価	23
(1) 評価の基本的な考え方	23
(2) 評価の際に考慮する要素	24
7 結果等の通知	24
(1) 評価対象者への結果及び理由の通知	24

(2)	特定秘密管理者等への結果の通知	26
8	苦情の申出とその処理	26
(1)	苦情の処理のための体制	26
(2)	苦情の申出	26
(3)	苦情の処理の手続	26
(4)	苦情処理結果の通知	27
(5)	留意事項等	27
9	適性評価実施後の措置	28
(1)	行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性のある場合の措置	28
(2)	適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性のある場合の措置	29
10	適性評価に関する個人情報等の管理	29
(1)	適性評価に関する文書等の管理	29
(2)	行政機関における個人情報等の管理	30
(3)	適合事業者等における個人情報等の管理	30
(4)	適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限	31
11	研修	31
12	適性評価の実施に関する関係行政機関の協力	31
13	警察本部長による適性評価	32
V	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等	32
1	内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力	32
2	内閣総理大臣による指揮監督	32
3	特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	33
(1)	内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正	33
(2)	行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等	33
4	特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報	34
(1)	通報の処理の枠組み	34
(2)	通報の処理	34
(3)	通報者の保護等	36
5	特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告	37
(1)	内閣総理大臣への報告等	37
(2)	特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告	38
(3)	国会への報告及び公表	38
6	その他の遵守すべき事項	38
VI	本運用基準の見直し	39

(2)	特定秘密管理者等への結果の通知	25
8	苦情の申出とその処理	25
(1)	苦情の処理のための体制	25
(2)	苦情の申出	25
(3)	苦情の処理の手続	25
(4)	苦情処理結果の通知	26
(5)	留意事項等	26
9	適性評価実施後の措置	27
(1)	行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性のある場合の措置	27
(2)	適合事業者の従業者が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性のある場合の措置	28
10	適性評価に関する個人情報等の管理	28
(1)	適性評価に関する文書等の管理	28
(2)	行政機関における個人情報等の管理	29
(3)	適合事業者等における個人情報等の管理	29
(4)	適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限	30
11	研修	30
12	適性評価の実施に関する関係行政機関の協力	30
13	警察本部長による適性評価	31
V	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等	31
1	内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力	31
2	内閣総理大臣による指揮監督	31
3	特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	31
(1)	内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正	31
(2)	行政機関の長による特定秘密指定管理簿の写しの提出等	32
4	特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報	33
(1)	通報の処理の枠組み	33
(2)	通報の処理	33
(3)	通報者の保護等	35
5	特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告	36
(1)	内閣総理大臣への報告等	36
(2)	特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告	37
(3)	国会への報告及び公表	37
6	その他の遵守すべき事項	37
VI	本運用基準の見直し	37

Ⅶ 本運用基準の施行日 39

【別添様式】

別添 1	適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）	<u>40</u>
別添 2-1	適性評価の実施についての同意書	<u>49</u>
別添 2-2	公務所又は公私の団体への照会等についての同意書	<u>50</u>
別添 3	適性評価の実施についての不同意書	<u>51</u>
別添 4	適性評価の実施についての同意の取下書	<u>52</u>
別添 5	質問票（適性評価）	<u>53</u>
別添 6	調査票（適性評価）	<u>81</u>
別添 7	適性評価のための照会書	<u>86</u>
別添 8	適性評価実施担当者証	<u>87</u>
別添 9-1	適性評価結果等通知書（本人用）	<u>88</u>
別添 9-2	適性評価結果等通知書（適合事業者用）	<u>91</u>
別添 10	特定秘密の保護に関する誓約書	<u>93</u>
別添 11	苦情処理結果通知書	<u>96</u>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施
に関し統一的な運用を図るための基準

I 基本的な考え方

（略）

II 特定秘密の指定等

1・2 （略）

3 指定手続

(1)～(4) （略）

(5) 特定秘密指定管理簿には、個々の特定秘密について、施行令第3条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとする。同条第3号の特定秘密の概要については、特定秘密として取り扱うことを要しないよう記述するものとするとともに、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で、1(1)に定める事項の細目のいずれに該当するものであるかなど、当該特定秘密が指定の要件を満たしているか否かが判別できるよう、具体的に記述するよう努めるものとする。なお、記載し、又は記録した事項に変更があったときは、遅滞なく必要な変更を加えなければならない。

(6) （略）

4・5 （略）

Ⅶ 本運用基準の施行日 38

【別添様式】

別添 1	適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）	<u>39</u>
別添 2-1	適性評価の実施についての同意書	<u>48</u>
別添 2-2	公務所又は公私の団体への照会等についての同意書	<u>49</u>
別添 3	適性評価の実施についての不同意書	<u>50</u>
別添 4	適性評価の実施についての同意の取下書	<u>51</u>
別添 5	質問票（適性評価）	<u>52</u>
別添 6	調査票（適性評価）	<u>80</u>
別添 7	適性評価のための照会書	<u>85</u>
別添 8	適性評価実施担当者証	<u>86</u>
別添 9-1	適性評価結果等通知書（本人用）	<u>87</u>
別添 9-2	適性評価結果等通知書（適合事業者用）	<u>90</u>
別添 10	特定秘密の保護に関する誓約書	<u>92</u>
別添 11	苦情処理結果通知書	<u>95</u>

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施
に関し統一的な運用を図るための基準

I 基本的な考え方

（略）

II 特定秘密の指定等

1・2 （略）

3 指定手続

(1)～(4) （略）

(5) 特定秘密指定管理簿には、個々の特定秘密について、施行令第3条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとする。同条第3号の特定秘密の概要については、特定秘密として取り扱うことを要しないよう記述するものとするとともに、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で、1(1)に定める事項の細目のいずれに該当するものであるかなど、当該特定秘密が指定の要件を満たしているか否かが判別できるよう、具体的に記述するよう努めるものとする。なお、記載事項に変更があったときは、遅滞なく必要な変更を加えなければならない。

(6) （略）

4・5 （略）

6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程

- (1)・(2) (略)
- (3) 規程には、緊急の事態における施行令第11条第1項第10号の廃棄について、危機管理及び公文書の管理に万全を期するため、次に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。
 - ・ 廃棄をする場合には、あらかじめ行政機関の長の承認を得ること。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合には、廃棄後、速やかに行政機関の長に報告すること。
 - ・ 廃棄をした場合には、廃棄をした特定秘密文書等の概要、同号の要件に該当すると認められた理由及び廃棄に用いた方法を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、行政機関の長に報告すること。
 - ・ 上記の報告を受けた行政機関の長は、当該廃棄をした旨を内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告すること。
- (4) (略)

7 通知を書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供で行う場合の必要な措置の実施

特定秘密管理者は、行政機関の長の命を受けて、特定秘密保護法第3条第2項第2号の規定による通知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供で行う場合、当該通知の相手方が通知内容を確実に確認し、これに基づき適確な保護措置が講じられることを担保するため、電子メールの開封確認機能を利用し通知の相手方の電子メール開封を確認すること、通知の相手方に通知内容を確認した旨の折り返しの連絡を求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

また、特定秘密管理者及び警察本部長は、特定秘密保護法第3条第2項第2号の規定による通知以外の通知（施行令第7条第1項第2号、第8条第1号、第10条第1項第2号、第11条第3項、第12条第1項、第15条、第16条に規定する通知をいう。）を書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供で行う場合にも必要な措置を講ずるものとする。

さらに、契約に基づき適合事業者に特定秘密を保有させ、又は提供する行政機関の長は、当該適合事業者に対し、当該適合事業者が書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供で通知を行う場合には必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等 (略)

IV 適性評価の実施

1 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方

- (1) プライバシーの保護

6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程

- (1)・(2) (略)
- (3) 規程には、緊急の事態における施行令第11条第1項第10号の廃棄について、危機管理及び公文書の管理に万全を期するため、次に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。
 - ・ 廃棄をする場合には、あらかじめ行政機関の長の承認を得ること。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合には、廃棄後、速やかに行政機関の長に報告すること。
 - ・ 廃棄をした場合には、廃棄をした特定秘密文書等の概要、同号の要件に該当すると認められた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、行政機関の長に報告すること。
 - ・ 上記の報告を受けた行政機関の長は、当該廃棄をした旨を内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告すること。
- (4) (略)
(新規)

III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等 (略)

IV 適性評価の実施

1 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方

- (1) プライバシーの保護

適性評価は、評価対象者やその家族等のプライバシーに関わるものであることから、そのプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。したがって、評価対象者の選定に当たっては、過不足なく必要な者に範囲を限って行うようにしなければならない。また、適合事業者の従業者は行政機関の職員と異なる立場にあること等を考慮し、適性評価の実施に当たっては、適性評価について分かりやすい説明を行い、その実施についてよく理解を得なければならない。

評価対象者等が記載し、又は記録した適性評価に関する文書等は、高い情報セキュリティ対策が必要な個人情報を含むことから、これらの受渡しについては、適切な情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(2)～(4) (略)

2 実施体制

(1)～(3) (略)

(4) 留意事項

適合事業者の従業者の適性評価を実施するに当たり、当該適合事業者に対し、評価対象者との間の書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）の受渡しその他の連絡の取次ぎを依頼することは差し支えないが、適合事業者が取次ぎを行う際には、評価対象者が記載し、又は記録した書類の内容等適合事業者に通知することとされていない情報が当該適合事業者の知るところとならないようにしなければならない。

3 評価対象者の選定

(略)

4 適性評価の実施についての告知と同意

(1) 評価対象者に対する告知

特定秘密保護法第12条第3項の告知は、評価対象者に別添1の「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」の交付（当該告知書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供）により行うものとする。

(2) 同意の手続

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、評価対象者が必要事項を記載し、又は記録した別添2-1の「適性評価の実施についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）及び別添2-2の「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）（以下これらを「同意書」という。）の提出を受けることにより得るものとする。

イ (略)

ウ 特定秘密保護法第13条第4項の理由の通知を希望しない旨の申出は、評価対象者が別添2-1の「適性評価の実施についての同意書」に

適性評価は、評価対象者やその家族等のプライバシーに関わるものであることから、そのプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。したがって、評価対象者の選定に当たっては、過不足なく必要な者に範囲を限って行うようにしなければならない。また、適合事業者の従業者は行政機関の職員と異なる立場にあること等を考慮し、適性評価の実施に当たっては、適性評価について分かりやすい説明を行い、その実施についてよく理解を得なければならない。

(2)～(4) (略)

2 実施体制

(1)～(3) (略)

(4) 留意事項

適合事業者の従業者の適性評価を実施するに当たり、当該適合事業者に対し、評価対象者との間の書類の受渡しその他の連絡の取次ぎを依頼することは差し支えないが、適合事業者が取次ぎを行う際には、評価対象者が記載した書類の内容等適合事業者に通知することとされていない情報が当該適合事業者の知るところとならないようにしなければならない。

3 評価対象者の選定

(略)

4 適性評価の実施についての告知と同意

(1) 評価対象者に対する告知

特定秘密保護法第12条第3項の告知は、評価対象者に別添1の「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」を交付することにより行うものとする。

(2) 同意の手続

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、評価対象者が必要事項を記載した別添2-1の「適性評価の実施についての同意書」及び別添2-2の「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（以下これらを「同意書」という。）の提出を受けることにより得るものとする。

イ (略)

ウ 特定秘密保護法第13条第4項の理由の通知を希望しない旨の申出は、評価対象者が別添2-1の「適性評価の実施についての同意書」に

必要事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。なお、理由の通知についての希望は、適性評価の結果の通知が行われるまでの間、氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに変更を希望する旨を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を適性評価実施担当者に提出することにより変更することができるものとする。

(3) 不同意の場合の措置

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者が別添3の「適性評価の実施についての不同意書」（当該不同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を提出するなど、同意をしなかったときは、その旨を適性評価実施責任者を経て行政機関の長に報告する。

イ （略）

ウ 特定秘密管理者は、適合事業者の従業者についてイの通知を受けたときは、当該適合事業者に対し、当該従業者の同意を得られなかったことにより適性評価を実施しなかった旨を別添9-2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により通知する。

エ （略）

(4) 同意の取下げ

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、別添4の「適性評価の実施についての同意の取下書」（当該同意の取下書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「同意の取下書」という。）の提出により取り下げることができるものとする。

イ～エ （略）

5 調査の実施

(1) 評価対象者による質問票の記載又は記録と提出

ア 適性評価実施担当者は、適性評価の実施に同意した評価対象者に対し、必要事項を記載し、又は記録した別添5の「質問票（適性評価）」（当該質問票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「質問票」という。）の提出を求めるものとする。

イ 適性評価実施担当者は、評価対象者に質問票の提出を求める際に、調査のため必要な範囲内において、本人確認書類、旅券の写し等資料の提出を求めることができる。

ウ 適性評価実施担当者は、質問票が具体的に、漏れなくかつ正確に記載又は記録されるよう、また、適性評価の結果が通知されるまでの間に質問票に記載し、又は記録した事項に変更が生じたときには速やかに申し出るよう、評価対象者に求めるものとする。

(2) 上司等に対する質問等

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者の上司、人事担当課の職員等の中から評価対象者の職務の遂行状況等についてよく知ると認める者を選定し、この者に対し、別添6の「調査票（適性評価）」（当該調査

必要事項を記載することにより行うものとする。なお、理由の通知についての希望は、適性評価の結果の通知が行われるまでの間、氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに変更を希望する旨を記載し、自署又は記名押印した書面を適性評価実施担当者に提出することにより変更することができるものとする。

(3) 不同意の場合の措置

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者が別添3の「適性評価の実施についての不同意書」を提出するなど、同意をしなかったときは、その旨を適性評価実施責任者を経て行政機関の長に報告する。

イ （略）

ウ 特定秘密管理者は、適合事業者の従業者についてイの通知を受けたときは、当該適合事業者に対し、当該従業者の同意を得られなかったことにより適性評価を実施しなかった旨を別添9-2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により通知する。

エ （略）

(4) 同意の取下げ

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、別添4の「適性評価の実施についての同意の取下書」（以下「同意の取下書」という。）の提出により取り下げることができるものとする。

イ～エ （略）

5 調査の実施

(1) 評価対象者による質問票の記載と提出

ア 適性評価実施担当者は、適性評価の実施に同意した評価対象者に対し、必要事項を記載した別添5の「質問票（適性評価）」（以下「質問票」という。）の提出を求めるものとする。

イ 適性評価実施担当者は、評価対象者に質問票の提出を求める際に、調査のため必要な範囲内において、旅券の写し等資料の提出を求めることができる。

ウ 適性評価実施担当者は、質問票が具体的に、漏れなくかつ正確に記載されるよう、また、適性評価の結果が通知されるまでの間に質問票に記載した事項に変更が生じたときには速やかに申し出るよう、評価対象者に求めるものとする。

(2) 上司等に対する質問等

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者の上司、人事担当課の職員等の中から評価対象者の職務の遂行状況等についてよく知ると認める者を選定し、この者に対し、別添6の「調査票（適性評価）」（以下「調

票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「調査票」という。)の提出を求めるものとする。この場合において、当該上司等は、評価対象者への質問とは別に当該調査が行われる趣旨を踏まえ、調査票に記載し、又は記録すべき内容について評価対象者に確認してはならない。

イ アのほか、適性評価実施担当者は、質問票や調査票に記載又は記録された事項について疑問点が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、評価対象者の上司、同僚その他の知人(以下「関係者」という。)に対し、評価対象者に関する質問を行うことができる。

ウ・エ (略)

(3) 人事管理情報等による確認

適性評価実施担当者は、質問票に記載又は記録された事項等について疑問点が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、当該行政機関内の部署、適合事業者、過去に評価対象者を雇用していた事業者等に対し、評価対象者に関する情報(以下「人事管理情報等」という。)の報告を求めることができる。

(4) 評価対象者に対する面接等

適性評価実施担当者は、質問票に記載又は記録された事項等について疑問点が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、評価対象者本人に対する面接を実施する。この場合において、評価対象者本人であることを確認するため必要があるときは、身分証明書の提示を求めることができる。

また、評価対象者に質問した事項を確認するなどの必要があるときは、評価対象者に資料の提出を求めることができる。

(5) 公務所又は公私の団体に対する照会

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者について保有し、又は調査により収集した情報のみによっては質問票に記載又は記録された事項等について疑問点が解消されず、これを確認するなどの必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めるものとする。特に、行政機関以外への照会については、調査のための補完的な措置として、必要最小限となるようにしなければならない。

イ 照会に当たっては、別添7の「適性評価のための照会書」(当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「照会書」という。)を照会先に交付することにより行うものとする。ただし、照会先において照会書の交付を要しないとした場合は、この限りでない。

ウ (略)

(6) 留意事項

ア 調査は、質問票及び調査票に記載又は記録された事項について、必要に応じ、人事管理情報等と照合するとともに、評価対象者に面接を実施するなどして、疑問点、矛盾点その他の事実を明らかにすべき事

項を記録した電磁的記録を含む。以下「調査票」という。)の提出を求めるものとする。この場合において、当該上司等は、評価対象者への質問とは別に当該調査が行われる趣旨を踏まえ、調査票に記載すべき内容について評価対象者に確認してはならない。

イ アのほか、適性評価実施担当者は、質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、評価対象者の上司、同僚その他の知人(以下「関係者」という。)に対し、評価対象者に関する質問を行うことができる。

ウ・エ (略)

(3) 人事管理情報等による確認

適性評価実施担当者は、質問票に記載された事項等について疑問点が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、当該行政機関内の部署、適合事業者、過去に評価対象者を雇用していた事業者等に対し、評価対象者に関する情報(以下「人事管理情報等」という。)の報告を求めることができる。

(4) 評価対象者に対する面接等

適性評価実施担当者は、質問票に記載された事項等について疑問点が生じ、これを確認するなどの必要があるときは、評価対象者本人に対する面接を実施する。この場合において、評価対象者本人であることを確認するため必要があるときは、身分証明書の提示を求めることができる。

また、評価対象者に質問した事項を確認するなどの必要があるときは、評価対象者に資料の提出を求めることができる。

(5) 公務所又は公私の団体に対する照会

ア 適性評価実施担当者は、評価対象者について保有し、又は調査により収集した情報のみによっては質問票に記載された事項等について疑問点が解消されず、これを確認するなどの必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めるものとする。特に、行政機関以外への照会については、調査のための補完的な措置として、必要最小限となるようにしなければならない。

イ 照会に当たっては、別添7の「適性評価のための照会書」(以下「照会書」という。)に公印を押印し、これを照会先に交付することにより行うものとする。ただし、照会先において照会書の交付を要しないとした場合は、この限りでない。

ウ (略)

(6) 留意事項

ア 調査は、質問票及び調査票に記載された事項について、必要に応じ、人事管理情報等と照合するとともに、評価対象者に面接を実施するなどして、疑問点、矛盾点その他の事実を明らかにすべき事項がない

項がないかどうか確認することを基本とし、これにより疑問点が解消されない場合等に、公務所等への照会を行うものとする。ただし、調査を適切に実施するため必要があるときは、これらの手続の順序を入れ替えて実施することを妨げない。

イ (略)

ウ 行政機関の長は、以下に掲げるときは、直ちに適性評価の手続を中止する。この場合において、適性評価実施担当者は、評価対象者に対し、適性評価の手続を中止した旨を別添9-1の「適性評価結果等通知書(本人用)」(当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により通知するものとする。

(ア) 評価対象者から4(4)アにより適性評価の実施についての同意の取下げがあったとき

(イ) 評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったとき

6 評価

(略)

7 結果等の通知

(1) 評価対象者への結果及び理由の通知

ア～ウ (略)

エ 適性評価実施担当者は、アにより結果を通知する際に、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うに当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約することを明らかにするとともに、9(1)アに掲げる事情が生じた場合に速やかに特定秘密管理者に申し出ること、評価対象者が適合事業者の従業者である場合に適合事業者が当該評価対象者について9(1)アに掲げる事情があると認めるときにこれを特定秘密管理者に報告すること等について確認することを明らかにするため、評価対象者から別添10の「特定秘密の保護に関する誓約書」(当該誓約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「誓約書」という。)を徴するものとする。

(2) 特定秘密管理者等への結果の通知

(略)

8 苦情の申出とその処理

(1) 苦情の処理のための体制

(略)

(2) 苦情の申出

苦情の申出は、適性評価の結果の通知を受けた評価対象者が、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を明らかにし、苦情受理窓口に提出することにより行うものとする。

(3) 苦情の処理の手続

かどうか確認することを基本とし、これにより疑問点が解消されない場合等に、公務所等への照会を行うものとする。ただし、調査を適切に実施するため必要があるときは、これらの手続の順序を入れ替えて実施することを妨げない。

イ (略)

ウ 行政機関の長は、以下に掲げるときは、直ちに適性評価の手続を中止する。この場合において、適性評価実施担当者は、評価対象者に対し、適性評価の手続を中止した旨を別添9-1の「適性評価結果等通知書(本人用)」により通知するものとする。

(ア) 評価対象者から4(4)アにより適性評価の実施についての同意の取下げがあったとき

(イ) 評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったとき

6 評価

(略)

7 結果等の通知

(1) 評価対象者への結果及び理由の通知

ア～ウ (略)

エ 適性評価実施担当者は、アにより結果を通知する際に、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うに当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約することを明らかにするとともに、9(1)アに掲げる事情が生じた場合に速やかに特定秘密管理者に申し出ること、評価対象者が適合事業者の従業者である場合に適合事業者が当該評価対象者について9(1)アに掲げる事情があると認めるときにこれを特定秘密管理者に報告すること等について確認することを明らかにするため、評価対象者から別添10の「特定秘密の保護に関する誓約書」(以下「誓約書」という。)を徴するものとする。

(2) 特定秘密管理者等への結果の通知

(略)

8 苦情の申出とその処理

(1) 苦情の処理のための体制

(略)

(2) 苦情の申出

苦情の申出は、適性評価の結果の通知を受けた評価対象者が、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を記載し、自署又は記名押印した書面を苦情受理窓口_{に提出することにより行うものとする。}

(3) 苦情の処理の手続

(略)

(4) 苦情処理結果の通知

ア 苦情処理担当者は、(3)エに掲げる行政機関の長の承認を得た後、苦情申出者に対し、別添11の「苦情処理結果通知書」(当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により、苦情についての処理の結果を通知する。

イ～カ (略)

(5) 留意事項等

(略)

9 適性評価実施後の措置

(略)

10 適性評価に関する個人情報等の管理

(1) 適性評価に関する文書等の管理

(略)

(2) 行政機関における個人情報等の管理

ア (略)

イ 適性評価に関する文書等に含まれる個人情報の管理については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める個人情報の適切な管理のための規程による。また、個人情報を保護するための情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に行う。

ウ 適性評価実施責任者は、評価対象者に対し、特定秘密保護法第13条第1項の規定による適性評価の結果を通知した日又は評価対象者に対し、適性評価の手続を中止する旨通知した日のいずれかに属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年が経過するまでの期間、適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等を保存するものとする。ただし、評価対象者から適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合の適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間については、当該書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)が提出された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間とする。

エ～カ (略)

(3)・(4) (略)

11 研修

(略)

12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力

関係行政機関の長は、評価対象者についての照会があった場合に必要な事項の報告を行い、また、出向又は併任(以下「出向等」という。)により他の行政機関において勤務することとなった職員の適性評価の実

(略)

(4) 苦情処理結果の通知

ア 苦情処理担当者は、(3)エに掲げる行政機関の長の承認を得た後、苦情申出者に対し、別添11の「苦情処理結果通知書」により、苦情についての処理の結果を通知する。

イ～カ (略)

(5) 留意事項等

(略)

9 適性評価実施後の措置

(略)

10 適性評価に関する個人情報等の管理

(1) 適性評価に関する文書等の管理

(略)

(2) 行政機関における個人情報等の管理

ア (略)

イ 適性評価に関する文書等に含まれる個人情報の管理については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める個人情報の適切な管理のための規程による。

ウ 適性評価実施責任者は、評価対象者に対し、特定秘密保護法第13条第1項の規定による適性評価の結果を通知した日又は評価対象者に対し、適性評価の手続を中止する旨通知した日のいずれかに属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年が経過するまでの期間、適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等を保存するものとする。ただし、評価対象者から適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合の適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間については、当該書面が提出された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間とする。

エ～カ (略)

(3)・(4) (略)

11 研修

(略)

12 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力

関係行政機関の長は、評価対象者についての照会があった場合に必要な事項の報告を行い、また、出向又は併任(以下「出向等」という。)により他の行政機関において勤務することとなった職員の適性評価の実

施に当たって必要な情報提供を行うなど、適性評価の実施のために相互に協力するものとする。関係行政機関の長による相互協力により、出向等先の適性評価を実施する行政機関の長が、出向等元の行政機関の長に対し、出向等により特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった職員に係る過去に実施した適性評価の際に記載又は記録された質問票や調査票、これらに係る回答内容その他の過去に実施した適性評価の過程で得た情報の提供を求める場合には、出向等先の適性評価を実施する行政機関の長において、評価対象者からあらかじめ上記4(2)アの同意書の提出を受けるものとする。

なお、行政機関の長は、適性評価の判断に当たって、関係行政機関の長が過去に実施した適性評価の過程で得た情報を活用することができるが、自らの事務として適切に調査を行った上で、上記6に基づき、総合的に判断するものとする。

また、行政機関の長は、他の行政機関の職員及び他の行政機関が契約する適合事業者の従業者についての適性評価の調査を代行してはならない。

13 警察本部長による適性評価 (略)

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1～3 (略)

4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

(1) 通報の処理の枠組み (略)

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

(7) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ)～(カ) (略)

イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報

(7) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨

施に当たって必要な情報提供を行うなど、適性評価の実施のために相互に協力するものとする。関係行政機関の長による相互協力により、出向等先の適性評価を実施する行政機関の長が、出向等元の行政機関の長に対し、出向等により特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった職員に係る過去に実施した適性評価の際に記入させた質問票や調査票、これらに係る回答内容その他の過去に実施した適性評価の過程で得た情報の提供を求める場合には、出向等先の適性評価を実施する行政機関の長において、評価対象者からあらかじめ上記4(2)アの同意書の提出を受けるものとする。

なお、行政機関の長は、適性評価の判断に当たって、関係行政機関の長が過去に実施した適性評価の過程で得た情報を活用することができるが、自らの事務として適切に調査を行った上で、上記6に基づき、総合的に判断するものとする。

また、行政機関の長は、他の行政機関の職員及び他の行政機関が契約する適合事業者の従業者についての適性評価の調査を代行してはならない。

13 警察本部長による適性評価 (略)

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1～3 (略)

4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

(1) 通報の処理の枠組み (略)

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

(7) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記述された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ)～(カ) (略)

イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報

(7) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨

の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ)～(ケ) (略)

(3) 通報者の保護等

(略)

5・6 (略)

VI・VII (略)

の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記述された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない

(イ)～(ケ) (略)

(3) 通報者の保護等

(略)

5・6 (略)

VI・VII (略)

年 月 日

様

大臣

適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）

あなたは、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）に基づいて実施される適性評価の対象者となりました。特定秘密保護法では、同法に定められた事項をあなたにお知らせし、あなたの同意が得られた場合に適性評価を実施することとされています。適性評価の実施に同意するか否かは、あなたが自由に決めることができます。このお知らせをよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かを判断してください。

1 適性評価を実施する趣旨

- (1) 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、我が国の安全保障に関し特に秘匿することが必要な情報について、特定秘密として指定し、その漏えいを防止するため、これを取り扱う者を制限したり、これを漏えいした場合の罰則を規定したりしています。
- (2) 適性評価は、特定秘密保護法に基づき、
 - ア 特定秘密の取扱いの業務（以下「取扱業務」といいます。）を新たに行うことが見込まれることとなった者（特定秘密保護法第12条第1項第1号）
 - イ 行政機関の保有する特定秘密について、取扱業務を現に行い、かつ、直近に実施された適性評価の結果が通知された日から5年を経過した後も、取扱業務を引き続き行うことが見込まれる者（特定秘密保護法第12条第1項第2号）
 - ウ 行政機関の長が直近に実施した適性評価において取扱業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（特定秘密保護法第12条第1項第3号）
 に対して行うもので、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについて評価を行います。
- (3) 特定秘密保護法では、適性評価の結果、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、取扱業務を行うことができないとされています。
- (4) 取扱業務を行う者がその業務により知り得た特定秘密を故意又は過失により漏らしたときは、特定秘密保護法に基づき罰せられることがあります。
- (5) あなたについて適性評価を行う者は、大臣となります。
- (6) 今般あなたが適性評価の対象者となったのは、あなたが、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者に該当すると認められたためです。特定秘密保護法第11条により、あなたは、この告知を受けて以降、取扱業務を行うことができなくなります。ただし、あなたの同意があり、今後実施する適性評価において、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められたときは、再び、取扱業務を行うことができます。

年 月 日

様

大臣

適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）

あなたは、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）に基づいて実施される適性評価の対象者となりました。特定秘密保護法では、同法に定められた事項をあなたにお知らせし、あなたの同意が得られた場合に適性評価を実施することとされています。適性評価の実施に同意するか否かは、あなたが自由に決めることができます。このお知らせをよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かを判断してください。

1 適性評価を実施する趣旨

- (1) 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、我が国の安全保障に関し特に秘匿することが必要な情報について、特定秘密として指定し、その漏えいを防止するため、これを取り扱う者を制限したり、これを漏えいした場合の罰則を規定したりしています。
- (2) 適性評価は、特定秘密保護法に基づき、
 - ア 特定秘密の取扱いの業務（以下「取扱業務」といいます。）を新たに行うことが見込まれることとなった者（特定秘密保護法第12条第1項第1号）
 - イ 行政機関の保有する特定秘密について、取扱業務を現に行い、かつ、直近に実施された適性評価の結果が通知された日から5年を経過した後も、取扱業務を引き続き行うことが見込まれる者（特定秘密保護法第12条第1項第2号）
 - ウ 行政機関の長が直近に実施した適性評価において取扱業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの（特定秘密保護法第12条第1項第3号）
 に対して行うもので、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについて評価を行います。
- (3) 特定秘密保護法では、適性評価の結果、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、取扱業務を行うことができないとされています。
- (4) 取扱業務を行う者がその業務により知り得た特定秘密を故意又は過失により漏らしたときは、特定秘密保護法に基づき罰せられることがあります。
- (5) あなたについて適性評価を行う者は、大臣となります。
- (6) 今般あなたが適性評価の対象者となったのは、あなたが、特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる者に該当すると認められたためです。特定秘密保護法第11条により、あなたは、この告知を受けて以降、取扱業務を行うことができなくなります。ただし、あなたの同意があり、今後実施する適性評価において、取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められたときは、再び、取扱業務を行うことができます。

※該当する場合に追記

※ 詳細は特定秘密保護法第11条から第17条まで、第23条、第27条を御覧ください。

2 適性評価で調査する事項

適性評価においては、特定秘密保護法に定められた次に掲げる事項について調査します。

なお、以下に記載する事項に該当する事実があるからといって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されるものではありません。

(1) 特定有害活動（注1）及びテロリズム（注2）との関係に関する事項

特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体からの働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になっていないかについて調査します。

なお、外国との関係があることをもって、特定有害活動やテロリズムとの関係があると直ちに判断されるものではありません。

また、あなたの家族や同居人についても、その氏名、生年月日、国籍及び住所に限り調査します。このことを家族や同居人にお知らせいただいても差し支えありません。この調査は、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためであり、これらの事項以外の事項について調査することはありません。

(2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるか、又は職業上の懲戒処分を受けたことがあるかについて調査します。

(3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、職業上の懲戒処分や懲戒処分には至らない上司からの指導監督上の措置（訓告、嚴重注意等）を受けたことがあるかについて調査します。

(4) 薬物の濫用及び影響に関する事項

所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したりしたことがあるかや、疾病の治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかについて調査します。

(5) 精神疾患に関する事項

アルコール依存症、統合失調症などの精神疾患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかについて調査します。

なお、精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

(6) 飲酒についての節度に関する事項

飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがあるかについて調査します。

※該当する場合に記載

※ 詳細は特定秘密保護法第11条から第17条まで、第23条、第27条を御覧ください。

2 適性評価で調査する事項

適性評価においては、特定秘密保護法に定められた次に掲げる事項について調査します。

なお、以下に記載する事項に該当する事実があるからといって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されるものではありません。

(1) 特定有害活動（注1）及びテロリズム（注2）との関係に関する事項

特定有害活動やテロリズムを行ったことがある、あるいは、支援したことがあるか、特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバーだったことがある、あるいは、現在メンバーであるか、こうした団体を支援したことがある、あるいは、現在支援しているか、外国との関係を含め、こうした団体からの働き掛けを受けた場合に協力せざるを得ない関係になっていないかについて調査します。

なお、外国との関係があることをもって、特定有害活動やテロリズムとの関係があると直ちに判断されるものではありません。

また、あなたの家族や同居人についても、その氏名、生年月日、国籍及び住所に限り調査します。このことを家族や同居人にお知らせいただいても差し支えありません。この調査は、あなたに対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするためであり、これらの事項以外の事項について調査することはありません。

(2) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

過去に罪を犯し、有罪の判決（執行猶予が付いているものも含みます。）を受けたことがあるか、又は職業上の懲戒処分を受けたことがあるかについて調査します。

(3) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

使用してはならないとされている記録媒体に情報を保存したり、必要な手続を経ずに文書を複写したり、職務に関連した事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、職業上の懲戒処分や懲戒処分には至らない上司からの指導監督上の措置（訓告、嚴重注意等）を受けたことがあるかについて調査します。

(4) 薬物の濫用及び影響に関する事項

所持や使用等が禁止されている薬物を所持したり使用したりしたことがあるかや、疾病の治療のための薬物を用量を著しく超えて服用したことがあるかについて調査します。

(5) 精神疾患に関する事項

アルコール依存症、統合失調症などの精神疾患により自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかについて調査します。

なお、精神疾患に関し、治療やカウンセリングを受けたことがあるとの事実をもって、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと直ちに判断されることはありません。必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的な症状や治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます。

(6) 飲酒についての節度に関する事項

飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがあるかについて調査します。

(7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、金銭債務の不履行があるか、自己の資力に照らし不相当な金銭消費があるかなど、経済的な状況について調査します。

(注1)「特定有害活動」とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
- ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
- その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄などの不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）

であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

(注2)「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

3 調査の方法

- (1) 適性評価の実施に同意する場合には、「質問票（適性評価）」（当該質問票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に必要事項を記載し、又は記録していただきます。この質問票を基に、2で列挙した事項について調査します。調査においては、適性評価の実施を担当する職員（以下「適性評価実施担当者」といいます。）が、あなたやあなたの上司や同僚などの知人その他の関係者に対し、面接等により、質問票に記載又は記録された事項についての疑問点を確認等するため、あなたに関する質問を行うことがあります。
- (2) また、あなたに資料の提出を求めたり、公務所や公私の団体（例えば、医療機関、信用情報機関があります。）に照会して必要な事項（例えば、あなたの精神疾患の具体的症状や、借入れの状況があります。）の報告を求めたりすることがあります。その際、公務所や公私の団体に対し、調査を行うため必要な範囲内であなたに関する情報を回答してもらうことについて、あなたが同意していることを明らかにするため、あなたが提出した「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の写しを提示又は交付することがあります。
- (3) なお、質問票への回答のほか、今回の調査において聞かれたことに対しては、あなたが確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に答えてください。回答を求められた事項に関して回答を拒否したり、虚偽の回答をしたりするなど、調査に必要な協力をしなかった場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

4 評価

上記の調査結果を基に、大臣は、あなたが取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすお

(7) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、金銭債務の不履行があるか、自己の資力に照らし不相当な金銭消費があるかなど、経済的な状況について調査します。

(注1)「特定有害活動」とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
- ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
- その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄などの不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）

であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

(注2)「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

3 調査の方法

- (1) 適性評価の実施に同意する場合には、「質問票（適性評価）」に必要な事項を記載していただきます。この質問票を基に、2で列挙した事項について調査します。調査においては、適性評価の実施を担当する職員（以下「適性評価実施担当者」といいます。）が、あなたやあなたの上司や同僚などの知人その他の関係者に対し、面接等により、質問票に記載された事項についての疑問点を確認等するため、あなたに関する質問を行うことがあります。
- (2) また、あなたに資料の提出を求めたり、公務所や公私の団体（例えば、医療機関、信用情報機関があります。）に照会して必要な事項（例えば、あなたの精神疾患の具体的症状や、借入れの状況があります。）の報告を求めたりすることがあります。その際、公務所や公私の団体に対し、調査を行うため必要な範囲内であなたに関する情報を回答してもらうことについて、あなたが同意していることを明らかにするため、あなたが提出した「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写しを提示又は交付することがあります。
- (3) なお、質問票への回答のほか、今回の調査において聞かれたことに対しては、あなたが確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に答えてください。回答を求められた事項に関して回答を拒否したり、虚偽の回答をしたりするなど、調査に必要な協力をしなかった場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。

4 評価

上記の調査結果を基に、大臣は、あなたが取扱業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないかどうか評価を行います。

評価は、個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に行うこととなります。

それがないかどうか評価を行います。

評価は、個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に行うこととなります。

評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、取扱業務を行うことはできません。

5 結果・理由の通知

評価結果は、あなたにお知らせします。

特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内で、その理由もお知らせします。

ただし、あなたが理由の通知を希望しない場合はお知らせしません。理由の通知を希望しない場合には、「適性評価の実施についての同意書」(当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)に欄がありますので、必要事項を記載し、又は記録してください。

なお、理由の通知の希望の有無は、「適性評価の実施についての同意書」を提出した後でも変更できます。この場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに理由の通知についての希望の変更内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を適性評価実施担当者に提出してください。

また、今回の適性評価に関してあなたを雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しては、適性評価が実施された場合にはその結果が、あなたが同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかった場合やあなたが同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止された場合にはその旨が通知されます。ただし、事業者に対しては、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合の理由は通知されません（あなたには通知されます。）。また、調査によって判明した事柄も通知されません。

※従業者の場合に追記

6 苦情の申出

通知された適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された適性評価について苦情がある場合は、大臣に対し、苦情の申出をすることができます。この苦情を申し出たことにより、あなたが不利益な取扱いを受けることはありません。

7 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い

適性評価の実施に当たって取得する個人情報（適性評価の結果や、あなたが適性評価の実施に同意しなかった場合におけるその事実を含みます。）を、適性評価を実施した省【やあなたを雇用等する事業者※従業者の場合に追記】が、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために、自ら利用したり、他の行政機関等に提供したりすることはありません。また、適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を用いることは特定秘密保護法の規定により明確に禁じられています。

ただし、適性評価を実施した結果、あなたが懲戒処分等の対象となる疑いが生じた場合は、この限りではありません。

※行政機関の職員の場合に追記

評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、取扱業務を行うことはできません。

5 結果・理由の通知

評価結果は、書面であなたにお知らせします。

特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内で、その理由もお知らせします。

ただし、あなたが理由の通知を希望しない場合はお知らせしません。理由の通知を希望しない場合には、「適性評価の実施についての同意書」に記載欄がありますので、必要事項を記載してください。

なお、理由の通知の希望の有無は、「適性評価の実施についての同意書」を提出した後でも変更できます。この場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに理由の通知についての希望の変更内容を記載した書面を適性評価実施担当者に提出してください。

また、今回の適性評価に関してあなたを雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に記載】に対しては、適性評価が実施された場合にはその結果が、あなたが同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかった場合やあなたが同意を取り下げたことにより適性評価の手続が中止された場合にはその旨が通知されます。ただし、事業者に対しては、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合の理由は通知されません（あなたには通知されます。）。また、調査によって判明した事柄も通知されません。

※従業者の場合に記載

6 苦情の申出

通知された適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された適性評価について苦情がある場合は、書面で大臣に対し、苦情の申出をすることができます。この苦情を申し出たことにより、あなたが不利益な取扱いを受けることはありません。

7 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い

適性評価の実施に当たって取得する個人情報（適性評価の結果や、あなたが適性評価の実施に同意しなかった場合におけるその事実を含みます。）を、適性評価を実施した省【やあなたを雇用等する事業者※従業者の場合に追記】が、法令に基づく場合を除き、特定秘密の保護以外の目的のために、自ら利用したり、他の行政機関等に提供したりすることはありません。また、適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った際に特定秘密を漏らすおそれがないことについての評価であり、人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を用いることは特定秘密保護法の規定により明確に禁じられています。

ただし、適性評価を実施した結果、あなたが懲戒処分等の対象となる疑いが生じた場合は、この限りではありません。

※行政機関の職員の場合に記載

この告知書を読んだ上で、あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合は「適性評価の実施についての同意書」と「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」を、

この告知書を読んだ上で、あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合は「適性評価の実施についての同意書」と「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」を、同意しない場合は「適性評価の実施についての不同意書」（当該不同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「不同意書という。）を提出してください。

上記の2つの同意書を提出した場合には、あなたを対象とする適性評価の手続が開始されることとなります。

なお、同意は、同意書を提出した後であっても、適性評価の結果が通知されるまでの間は、いつでも取り下げることができます。この場合には、下記の適性評価実施担当者に連絡の上、同意を取り下げることが「適性評価の実施についての同意の取下書」（当該同意の取下書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）で通知していただきます。

不同意書を提出した場合など、あなたの同意が得られなかった場合には、適性評価を実施しません。また、同意を取り下げた場合には、適性評価の手続を中止します。ただし、いずれの場合であっても、あなたは取扱業務に従事することができません。このため、あなたが現在配置されているポストにおいて取扱業務を行っていたり、取扱業務を行うことが予定されていたりする場合、取扱業務が予定されないポストにあなたが配置換となることなどもあり得ます（なお、あなたが適性評価の実施に同意しなかった事実や、同意を取り下げた事実を、特定秘密の保護以外の目的で利用することは禁止されています。）。

また、あなたが適性評価に同意しなかった場合、それにより適性評価が実施されなかった事実は、あなたを雇用する事業者【と、あなたの派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しても通知されます（あなたが同意を取り下げた場合にも通知されます。）。

※従業者の場合に追記

適性評価の実施に同意する場合は、必要事項を記載し、又は記録した

- ・ 「適性評価の実施についての同意書」
- ・ 「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」
- ・ 「質問票（適性評価）」

及び別に資料の提出が求められているときはその資料を提出してください。

適性評価の実施に同意しない場合は、

- ・ 「適性評価の実施についての不同意書」

に記載又は記録の上、提出してください。

書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で、 年 月 日までに下記の適性評価実施担当者に提出してください。

<担当>
省 局 課
住 所
電 話
電子メール

同意しない場合は「適性評価の実施についての不同意書」を提出してください。

上記の2つの同意書を提出した場合には、あなたを対象とする適性評価の手続が開始されることとなります。

なお、同意は、同意書を提出した後であっても、適性評価の結果が通知されるまでの間は、いつでも取り下げることができます。この場合には、下記の適性評価実施担当者に連絡の上、同意を取り下げることが「適性評価の実施についての同意の取下書」で通知していただきます。

不同意書を提出した場合など、あなたの同意が得られなかった場合には、適性評価を実施しません。また、同意を取り下げた場合には、適性評価の手続を中止します。ただし、いずれの場合であっても、あなたは取扱業務に従事することができません。このため、あなたが現在配置されているポストにおいて取扱業務を行っていたり、取扱業務を行うことが予定されていたりする場合、取扱業務が予定されないポストにあなたが配置換となることなどもあり得ます（なお、あなたが適性評価の実施に同意しなかった事実や、同意を取り下げた事実を、特定秘密の保護以外の目的で利用することは禁止されています。）。

また、あなたが適性評価に同意しなかった場合、それにより適性評価が実施されなかった事実は、あなたを雇用する事業者【と、あなたの派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対しても通知されます（あなたが同意を取り下げた場合にも通知されます。）。

※従業者の場合に追記

適性評価の実施に同意する場合は、必要事項を記載した

- ・ 「適性評価の実施についての同意書」
- ・ 「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」
- ・ 「質問票（適性評価）」

及び別に資料の提出が求められているときはその資料を提出してください。

適性評価の実施に同意しない場合は、

- ・ 「適性評価の実施についての不同意書」

に記載の上、提出してください。

別添の封筒に入れて封をした上で、 年 月 日までに下記の適性評価実施担当者に提出してください。

<担当>
省 局 課
住 所
電 話

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）（略）

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）（略）

適性評価の実施についての同意書

- 1 私は、 大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」(当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、 省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- (3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする。 ※該当する場合に追記
- 2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。
- (1) 大臣が私について適性評価を実施すること。
- (2) (1)の適性評価のため、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うこと。
- (3) 大臣が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、 省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。
- (4) (3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に対して必要な協力を行うこと。
- (5) 適性評価の実施に当たって取得した情報(保存期間(5年(適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知した場合)又は3年(適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合))を経過し、廃棄等されたものは除く。)は、今後、私が出向又は併任により、他の行政機関において勤務し、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった場合において、当該他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長からの照会に応じて、提供されることがあること。 ※行政機関の職員の場合に追記

年 月 日

氏名

下記事項についても記載し、又は記録してください。

※ 適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

今回の適性評価の結果、仮に、私が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

適性評価の実施についての同意書

- 1 私は、 大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、 省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- (3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする。 ※該当する場合に記載
- 2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。
- (1) 大臣が私について適性評価を実施すること。
- (2) (1)の適性評価のため、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うこと。
- (3) 大臣が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、 省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。
- (4) (3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に対して必要な協力を行うこと。
- (5) 適性評価の実施に当たって取得した情報(保存期間(5年(適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知した場合)又は3年(適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合))を経過し、廃棄等されたものは除く。)は、今後、私が出向又は併任により、他の行政機関において勤務し、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった場合において、当該他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長からの照会に応じて、提供されることがあること。 ※行政機関の職員の場合に記載

年 月 日

氏名

印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

下記事項についても記載してください。

※ 適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

今回の適性評価の結果、仮に、私が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

公務所又は公私の団体への照会等についての同意書

- 1 私は、 大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、 大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、 省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- 2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。
- (1) 私についての適性評価において、 大臣が特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、同条第4項の規定に基づき、 省の職員が、私の知人その他の関係者に質問すること及びこの場合において、当該関係者が必要な事項を当該職員に回答すること。
- (2) 私についての適性評価において、 大臣が特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、同条第4項の規定に基づき、国及び地方の行政機関、信用情報機関、医療機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること及びこの場合において、これらの公務所又は公私の団体が私の個人情報を含む必要な事項を報告すること。
- (3) (1)又は(2)の場合に、この同意書の写しを照会先等に提示又は交付して、私の同意があった旨を明らかにすること。

年 月 日

氏名

公務所又は公私の団体への照会等についての同意書

- 1 私は、 大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、 大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、 省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- 2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。
- (1) 私についての適性評価において、 大臣が特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、同条第4項の規定に基づき、 省の職員が、私の知人その他の関係者に質問すること及びこの場合において、当該関係者が必要な事項を当該職員に回答すること。
- (2) 私についての適性評価において、 大臣が特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うため必要な範囲内において、同条第4項の規定に基づき、国及び地方の行政機関、信用情報機関、医療機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること及びこの場合において、これらの公務所又は公私の団体が私の個人情報を含む必要な事項を報告すること。
- (3) (1)又は(2)の場合に、この同意書の写しを照会先等に提示又は交付して、私の同意があった旨を明らかにすること。

年 月 日

氏名

印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください

適性評価の実施についての不同意書

- 1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- (3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする。 ※該当する場合に追記
- 2 私は、大臣が私について適性評価を実施することに同意しなかった場合、特定秘密の取扱いの業務に従事できないことについて理解しています。また、私が特定秘密の取扱いの業務に従事できない結果、特定秘密の取扱いの業務が予定されないポストに配置換となること等があることについても理解しています。
- さらに、大臣から私を雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対し、私が適性評価を実施することに同意しなかったことにより、適性評価が実施されなかった旨の通知がなされることについても理解しています。 ※従業者の場合に追記
- 3 私は、大臣が私について適性評価を実施することに同意しません。

年 月 日

氏名

適性評価の実施についての不同意書

- 1 私は、大臣が私について特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。
- (1) 適性評価において、大臣が、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項（①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。
- (2) 大臣が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、省の職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることがあること。
- (3) 特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする。 ※該当の場合に記載
- 2 私は、大臣が私について適性評価を実施することに同意しなかった場合、特定秘密の取扱いの業務に従事できないことについて理解しています。また、私が特定秘密の取扱いの業務に従事できない結果、特定秘密の取扱いの業務が予定されないポストに配置換となること等があることについても理解しています。
- さらに、大臣から私を雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に記載】に対し、私が適性評価を実施することに同意しなかったことにより、適性評価が実施されなかった旨の通知がなされることについても理解しています。 ※従業者の場合に記載
- 3 私は、大臣が私について適性評価を実施することに同意しません。

年 月 日

氏名 印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

別添 4

年 月 日

大臣 殿

氏 名

適性評価の実施についての同意の取下書

私は、 年 月 日付けで「適性評価の実施についての同意書」を、
年 月 日付けで「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」を提出しましたが、これら同意を取り下げます。

別添 4

年 月 日

大臣 殿

印

適性評価の実施についての同意の取下書

私は、 年 月 日付けで「適性評価の実施についての同意書」を、
年 月 日付けで「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」を提出しましたが、これら同意を取り下げます。

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

関係者以外閲覧禁止（記入後）

質問票（適性評価）

省

関係者以外閲覧禁止（記入後）

質問票（適性評価）

省

はじめに

- 1 この質問票は、適性評価の実施に同意した場合に記載し、又は記録するものです。この質問票を記載し、又は記録する前に、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かあなたが判断してください。

この質問票（保存期間（5年（適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知をした場合）又は3年（適性評価の実施についての不同意書又は同意の取次書が提出された場合））を経過し、廃棄等されたものを除く。）は、提出先の行政機関の長による適性評価に利用されるほか、今後、出向又は併任により他の行政機関において勤務し、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった際に、当該他の行政機関の長による適性評価に利用されることがあります。
※行政機関の職員の場合に追記

- 2 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合には、「適性評価の実施についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）及び「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」（当該同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に必要事項を記載し、又は記録した上で、この質問票で求められている事項の全てに記載し、又は記録してください。記載又は記録を終えた2つの同意書と質問票は、あなたについての適性評価を実施する行政機関の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。
- 3 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意しない場合には、「適性評価の実施についての不同意書」（当該不同意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に必要事項を記載し、又は記録して、行政機関の適性評価の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。この質問票は、あなたが自由に処分してかまいません。

記載又は記録要領

- ※ 質問票に記載する際は、黒色か青色のボールペン又は万年筆を用い（書いた文字を容易に消すことができる筆記具は使用不可）、誤記を修正する場合は、取り消し線（2本線）を引いてください。
- ※ パソコンを用いて記録することもできます。
- ※ 質問票には、あなたが確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなくかつ正確に記載し、又は記録してください。事実関係の確認ができない事項については、「不明」と記載し、又は記録してください。
記載又は記録に不備がある場合には、適性評価の担当者から連絡することがあります。
- ※ 正当な理由なく、記載し、又は記録すべき事項に記載し、又は記録しない場合や虚偽の記載又は記録をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。
- ※ 記載スペースが足りない場合は、ページ下の余白部分を利用して記載してください。パソコンを用いて記録する場合は、回答欄を増やすなどでも差し支えありません。
- ※ 記載し、又は記録した質問票を提出する際は、後日の質問に答えるために、控えをとっておいてもかまいません。

今回の適性評価について不明な点がある場合には、省 局 課
(住所 / 電話 / 電子メール)
までお問い合わせください。

はじめに

- 1 この質問票は、適性評価の実施に同意した場合に記載するものです。この質問票を記載する前に、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」をよく読んで、適性評価の実施に同意するか否かあなたが判断してください。
この質問票（保存期間（5年（適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知をした場合）又は3年（適性評価の実施についての不同意書又は同意の取次書が提出された場合））を経過し、廃棄等されたものを除く。）は、提出先の行政機関の長による適性評価に利用されるほか、今後、出向又は併任により他の行政機関において勤務し、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった際に、当該他の行政機関の長による適性評価に利用されることがあります。
※行政機関の職員の場合に記載
- 2 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意する場合には、「適性評価の実施についての同意書」及び「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」に必要事項を記載した上で、この質問票で求められている事項の全てに記載してください。記載を終えた2つの同意書と質問票は、別添の封筒に入れて封をし、あなたについての適性評価を実施する行政機関の担当者に提出してください。
- 3 あなたを対象とする適性評価を実施することに同意しない場合には、「適性評価の実施についての不同意書」に必要事項を記載して、別添の封筒に入れて封をし、行政機関の適性評価の担当者に提出してください。この質問票は、あなたが自由に処分してかまいません。

記載要領

- ※ 質問票に記載する際は、黒色か青色のボールペン又は万年筆を用い（書いた文字を容易に消すことができる筆記具は使用不可）、誤記を修正する場合は、取り消し線（2本線）を引いた上押印又は署名してください。
- ※ パソコンを用いて記載することもできますが、署名欄については、自署するか又は記名押印してください。
- ※ 質問票には、あなたが確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなくかつ正確に記載してください。事実関係の確認ができない事項については、「不明」と記載してください。
記載に不備がある場合には、適性評価の担当者から連絡することがあります。
- ※ 正当な理由なく、記載すべき事項に記載しない場合や虚偽の記載をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。
- ※ 記載スペースが足りない場合は、ページ下の余白部分を利用して記載してください。パソコンを用いて記載する場合は、回答欄を増やすなどでも差し支えありません。
- ※ 記載した質問票を提出する際は、後日の質問に答えるために、控えをとっておいてもかまいません。

今回の適性評価について不明な点がある場合には、省 局 課
(住所 / 電話)
までお問い合わせください。

1 基本事項～10 その他適性評価のために必要な情報 (略)

1 基本事項～10 その他適性評価のために必要な情報 (略)

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

今回提出する質問票には、私が確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に記載し、又は記録しました。

適性評価の結果が通知されるまでの間に、質問票の記載又は記録事項に変更が生じた場合には、速やかに申し出ます。

年 月 日 氏名

(書き切れない項目については以下の余白に記載してください。)

今回提出する質問票には、私が確認できる限りの事実を具体的に、漏れなくかつ正確に記載しました。

適性評価の結果が通知されるまでの間に、質問票の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに申し出ます。

年 月 日 氏名 印

(自署又は記名押印)

調査票（適性評価）

1 調査票の記載又は記録に当たっての留意事項

氏（以下「評価対象者」といいます。）について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するため必要がありますので、2の各調査事項について、該当の有無を記載し、又は記録するとともに、該当がある場合は、その内容を具体的に記載し、又は記録した上で、この調査票に記載し、又は記録した年月日やあなたの氏名等を記載し、又は記録して、この調査票を省の適性評価の担当者に提出してください。

この調査票は、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかを評価するためにあなたに記載又は記録を依頼するものであり、人事評価を目的とするものではありません（なお、適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、人事評価に用いるなど特定秘密の保護以外の目的のために利用したり、他に提供したりすることは、特定秘密保護法の規定により禁じられています。）。記載又は記録に当たっては、あなたが把握している事実に基づき、あなたの所見をありのままに記載し、又は記録してください。

評価対象者への質問とは別にこの調査が行われる趣旨を踏まえ、この調査票の記載又は記録の前後を問わず、評価対象者に記載又は記録内容についての確認を行わないでください。

なお、この調査票により把握した評価対象者に関する情報は、評価対象者に示される可能性があります。

適性評価は、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について、必要な範囲内において評価対象者やその知人に質問したり、公務所等へ照会したりするなどの調査を行い、その結果に基づいて実施します。今回あなたが記載し、又は記録した内容のみによって評価対象者の評価がなされるものではなく、他の調査結果と合わせ、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮した上で、総合的に判断されます。

後日、省の適性評価の担当者から、この調査票を参考としつつ、あなたに質問を行うことがあります。

<担当>

省 局 課

住所

電話

電子メール

調査票（適性評価）

1 調査票の記載に当たっての留意事項

氏（以下「評価対象者」といいます。）について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するため必要がありますので、2の各調査事項について、該当の有無を記載するとともに、該当がある場合は、その内容を具体的に記載した上で、この調査票に記載した年月日やあなたの氏名等を記載して、この調査票を省の適性評価の担当者に提出してください。

この調査票は、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかを評価するためにあなたに記載を依頼するものであり、人事評価を目的とするものではありません（なお、適性評価の実施に当たって取得する個人情報については、人事評価に用いるなど特定秘密の保護以外の目的のために利用したり、他に提供したりすることは、特定秘密保護法の規定により禁じられています。）。記載に当たっては、あなたが把握している事実に基づき、あなたの所見をありのままに記載してください。

評価対象者への質問とは別にこの調査が行われる趣旨を踏まえ、この調査票の記載の前後を問わず、評価対象者に記載内容についての確認を行わないでください。

なお、この調査票の記載により把握した評価対象者に関する情報は、評価対象者に示される可能性があります。

適性評価は、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について、必要な範囲内において評価対象者やその知人に質問したり、公務所等へ照会したりするなどの調査を行い、その結果に基づいて実施します。今回あなたが記載した内容のみによって評価対象者の評価がなされるものではなく、他の調査結果と合わせ、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮した上で、総合的に判断されます。

後日、省の適性評価の担当者から、この調査票を参考としつつ、あなたに質問を行うことがあります。

<担当>

省 局 課

住所

電話

2 調査事項

調査事項	該当すると認められる場合に✓印を記載し、又は記録してください。	内容
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係① 評価対象者が、特定有害活動（注1）やテロリズム（注2）を行ったこと、又はこうした活動を支援したことが認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
評価対象者が、上記の活動を行う団体のメンバーだった、又は、現在メンバーであることが認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
評価対象者が、上記の活動を行う団体を支援したことがある、又は、現在支援していることが認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係② 評価対象者に、業務以外で繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府関係者や外国人がいることが認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 犯罪や懲戒の経歴 評価対象者が、罪を犯し、有罪の判決を受けたことがある、又は、職業上の懲戒処分を受けたことがあると認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	

（注1） 「特定有害活動」とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
- ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
- その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄などの不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）
であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

（注2） 「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

2 調査事項

調査事項	該当すると認められる場合に✓印を記載してください。	内容
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係① 評価対象者が、特定有害活動（注1）やテロリズム（注2）を行ったこと、又はこうした活動を支援したことが認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
評価対象者が、上記の活動を行う団体のメンバーだった、又は、現在メンバーであることが認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
評価対象者が、上記の活動を行う団体を支援したことがある、又は、現在支援していることが認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 特定有害活動及びテロリズムとの関係② 評価対象者に、業務以外で繰り返し連絡を取ったり、会ったりしている外国政府関係者や外国人がいることが認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 犯罪や懲戒の経歴 評価対象者が、罪を犯し、有罪の判決を受けたことがある、又は、職業上の懲戒処分を受けたことがあると認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	

（注1） 「特定有害活動」とは、

- 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（いわゆるスパイ活動等）
- ① 核兵器、② 軍用の化学製剤や細菌製剤、③ ②の散布のための装置、④ ①～③を運搬することができるロケットや無人航空機、⑤ ①～④の開発や製造、使用、貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物の輸出や輸入のための活動（大量破壊兵器の拡散を助ける活動等）
- その他の活動（例えば、日本人を拉致する活動や、我が国において非合法活動を行う団体に資金等を援助する活動、脅迫、贈賄などの不当な手段を用いて政府高官に公務において一定の行動をとらせる活動等があります。）
であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国や国民の安全を著しく害する活動や害するおそれのある活動をいいます。

（注2） 「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家や他人にこれを強要する目的や社会に不安や恐怖を与える目的で、人を殺傷したり、重要な施設その他の物（例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港などの交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。）を破壊するための活動をいいます。

調査項目	該当すると認められる場合に✓印を記載し、又は記録してください。	内容
○ 情報の取扱いに係る非違の経歴 評価対象者が、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分や上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあると認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 薬物の濫用及び影響 評価対象者が、所持等が禁止されている薬物を濫用しており、若しくは濫用していた、又は疾病の治療のための薬物をその用量を著しく超えて摂取しており、若しくは摂取していたと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 精神疾患 評価対象者が、表見上、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失い、若しくは著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況にある、又はあったと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 飲酒についての節度 評価対象者が、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがあると認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 信用状態その他の経済的な状況 評価対象者に、住宅、車両若しくは耐久消費財の購入若しくは教育の目的以外の目的での借入れがある、又はあったと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
評価対象者に、何らかの金銭債務の不履行がある、又はあったと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
評価対象者に、自己の資力に照らして不相当な金銭消費がある、又はあったと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	

年月日 年 月 日

所属部署 _____

役職 _____ 氏名 _____

電話 _____

電子メール _____

調査項目	該当すると認められる場合に✓印を記載してください。	内容
○ 情報の取扱いに係る非違の経歴 評価対象者が、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、懲戒処分や上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことがあると認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 薬物の濫用及び影響 評価対象者が、所持等が禁止されている薬物を濫用しており、若しくは濫用していた、又は疾病の治療のための薬物をその用量を著しく超えて摂取しており、若しくは摂取していたと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 精神疾患 評価対象者が、表見上、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失い、若しくは著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況にある、又はあったと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 飲酒についての節度 評価対象者が、飲酒を原因として、けんかなどのトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたことがあると認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
○ 信用状態その他の経済的な状況 評価対象者に、住宅、車両若しくは耐久消費財の購入若しくは教育の目的以外の目的での借入れがある、又はあったと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
評価対象者に、何らかの金銭債務の不履行がある、又はあったと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	
評価対象者に、自己の資力に照らして不相当な金銭消費がある、又はあったと認められますか。	<input type="checkbox"/> 認められる	

記載年月日 年 月 日

所属部署 _____

役職 _____ 氏名 _____ 印 _____

電話 _____

電子メール _____

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

(参考)

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）（略）

(参考)

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）（略）

別添 7

年 月 日
※文書発信番号

殿

大臣

適性評価のための照会書

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第12条第1項に規定する適性評価を実施するため調査する必要があるので、下記の事項につき回答願いたく、同条第4項の規定に基づき照会します。

記

【問合せ先】

省 局 課
住所

(電話)

(電子メール)

別添 7

年 月 日
※文書発信番号

殿

大臣

印

適性評価のための照会書

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第12条第1項に規定する適性評価を実施するため調査する必要があるので、下記の事項につき回答願いたく、同条第4項の規定に基づき照会します。

記

【問合せ先】

省 局 課
住所

(電話)

1 適性評価実施担当者証（表面）

8.56

第 号 適性評価実施担当者証

所属
氏名
生年月日

写真

上記の者は、特定秘密の保護に関する法律に規定する適性評価のための調査に従事する職員であることを証する。

発行日： 年 月 日
有効期限： 年 月 日

大臣

5.40

2 適性評価実施担当者証（裏面）

注 意 事 項

- 1 この担当者証は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）及び評価対象者の知人その他の関係者への質問、評価対象者への資料の要求並びに公務所及び公私の団体への照会の際に、必ず携帯し、これを提示すること。
- 2 この担当者証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 適性評価実施担当者でなくなったときは、この担当者証を速やかに 大臣に返納すること。
- 4 この担当者証を紛失又は損傷したときは、直ちに届け出ること。

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

1 適性評価実施担当者証（表面）

8.56

第 号 適性評価実施担当者証

所属
氏名
生年月日

写真

上記の者は、特定秘密の保護に関する法律に規定する適性評価のための調査に従事する職員であることを証する。

発行日： 年 月 日
有効期限： 年 月 日

大臣

5.40

印

2 適性評価実施担当者証（裏面）

注 意 事 項

- 1 この担当者証は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）及び評価対象者の知人その他の関係者への質問、評価対象者への資料の要求並びに公務所及び公私の団体への照会の際に、必ず携帯し、これを提示すること。
- 2 この担当者証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 適性評価実施担当者でなくなったときは、この担当者証を速やかに 大臣に返納すること。
- 4 この担当者証を紛失又は損傷したときは、直ちに届け出ること。

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別添 9 - 1

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

適性評価結果等通知書（本人用）

今回あなたについて実施した適性評価について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第13条第1項の規定により、以下のとおりその結果を通知します。【なお、この結果は、[あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者]に対しても通知されず（調査により判明した事柄は通知されません。）。

※従業者の場合に追記】

<適性評価の結果>

あなたは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められました。

※ 別添の「特定秘密の保護に関する誓約書」（当該誓約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の内容をよく読み、誓約書の1枚目に必要事項を記載又は記録の上、行政機関の適性評価の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。誓約書の別紙は、あなたの手元に保管してください。また、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」IV 9 (1)アに掲げる事情（誓約書の別紙に記載されています。）がある場合には、速やかに、あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に申し出てください。

※ この適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、特定秘密保護法第14条第1項の規定により、大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を明らかにし、以下の苦情受理窓口へ提出してください。苦情の申出についての問い合わせや御相談は、以下の窓口をお願いします。

なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは特定秘密保護法で禁止されています。

<苦情受理窓口>

省 局 課
住所
電話
電子メール

別添 9 - 1

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

印

適性評価結果等通知書（本人用）

今回あなたについて実施した適性評価について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第13条第1項の規定により、以下のとおりその結果を通知します。【なお、この結果は、[あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者]に対しても通知されず（調査により判明した事柄は通知されません。）。

※従業者の場合に記載】

<適性評価の結果>

あなたは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められました。

※ 別添の「特定秘密の保護に関する誓約書」の内容をよく読み、誓約書の1枚目に必要事項を記載の上、同封の封筒に入れて封をし、行政機関の適性評価の担当者に提出してください。誓約書の別紙は、あなたの手元に保管してください。また、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」IV 9 (1)アに掲げる事情（誓約書の別紙に記載されています。）がある場合には、速やかに、あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に申し出てください。

※ この適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、特定秘密保護法第14条第1項の規定により、書面で大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を記載した書面を以下の苦情受理窓口へ提出してください。苦情の申出についての問い合わせや御相談は、以下の窓口をお願いします。

なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは特定秘密保護法で禁止されています。

<苦情受理窓口>

省 局 課
住所
電話

別添 9 - 1

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

適性評価結果等通知書（本人用）

今回あなたについて実施した適性評価について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第13条第1項の規定により、以下のとおりその結果を通知します。【なお、この結果は、[あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者]に対しても通知されず（認められなかった理由や、調査により判明した事柄は通知されません。）。※従業者の場合に追記】

<適性評価の結果>

あなたは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められませんでした。

<認められなかった理由>

※ この適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、特定秘密保護法第14条第1項の規定により、大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を明らかにし、以下の苦情受理窓口に提出してください。苦情の申出についての問い合わせや御相談は、以下の窓口をお願いします。
なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは特定秘密保護法で禁止されています。

<苦情受理窓口>

省 局 課
住所
電話
電子メール

別添 9 - 1

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

印

適性評価結果等通知書（本人用）

今回あなたについて実施した適性評価について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）第13条第1項の規定により、以下のとおりその結果を通知します。【なお、この結果は、[あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者]に対しても通知されず（認められなかった理由や、調査により判明した事柄は通知されません。）。※従業者の場合に記載】

<適性評価の結果>

あなたは、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められませんでした。

<認められなかった理由>

※ この適性評価の結果や調査方法など、あなたについて実施された今回の適性評価について苦情がある場合は、特定秘密保護法第14条第1項の規定により、書面で大臣に対し、苦情の申出をすることができます。苦情の申出をする場合には、あなたの氏名、生年月日、所属する部署、役職名及び連絡先並びに具体的な苦情の内容を記載した書面を以下の苦情受理窓口に提出してください。苦情の申出についての問い合わせや御相談は、以下の窓口をお願いします。
なお、苦情の申出をしたことを理由として、あなたに対して不利益な取扱いを行うことは特定秘密保護法で禁止されています。

<苦情受理窓口>

省 局 課
住所
電話

別添 9 - 1

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

適性評価結果等通知書（本人用）

あなたについての適性評価の手続は、以下の理由により中止されましたので、その旨通知します。【なお、この旨は、[あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者] に対しても通知されます（調査により判明した事柄は通知されません。）。※従業者から同意の取下げがあった場合に追記】

<中止の理由>

[あなたから「適性評価の実施についての同意の取下書」が提出されたため／あなたが特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったため]

<問合せ先>

省 局 課

住所

電話

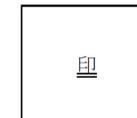
電子メール

別添 9 - 1

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣



適性評価結果等通知書（本人用）

あなたについての適性評価の手続は、以下の理由により中止されましたので、その旨通知します。【なお、この旨は、[あなたを雇用する事業者／あなたを雇用する事業者とあなたの派遣先の事業者] に対しても通知されます（調査により判明した事柄は通知されません。）。※従業者から同意の取下げがあった場合に記載】

<中止の理由>

[あなたから「適性評価の実施についての同意の取下書」が提出されたため／あなたが特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったため]

<問合せ先>

省 局 課

住所

電話

特定秘密の保護に関する誓約書

私は、 年 月 日付け「適性評価結果等通知書（本人用）」（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により適性評価の実施結果の通知を受けました。私は、別紙を読んだ上で、以下に掲げる事項について確認し、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約します。

- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行うこととなった場合に、故意又は過失により特定秘密を漏らしたときは、別紙記載の特定秘密保護法の規定により罰せられることがあること。
- (2) 特定秘密に係る文書の紛失等特定秘密の漏えい又は漏えいのおそれがあると認められる事情が生じた場合には、速やかに当該特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するとともに、必要な調査に協力すること。
- (3) 別紙記載の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」IV 9 (1)アに掲げる事情がある場合に、速やかに、私を取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に申し出ること。
- (4) 私について、別紙記載の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」IV 9 (1)アに掲げる事情があると認められた場合に、[私を雇用する事業者により私の取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告がなされること。／私を雇用する事業者により私の派遣先の事業者に報告がなされること及び私の派遣先の事業者により私の取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告がなされること。]

※従業者の場合に追記

年 月 日

氏名

特定秘密の保護に関する誓約書

私は、 年 月 日付け「適性評価結果等通知書（本人用）」により適性評価の実施結果の通知を受けました。私は、別紙の書面を読んだ上で、以下に掲げる事項について確認し、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たり、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め、これを漏らさないことを誓約します。

- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行うこととなった場合に、故意又は過失により特定秘密を漏らしたときは、別紙記載の特定秘密保護法の規定により罰せられることがあること。
- (2) 特定秘密に係る文書の紛失等特定秘密の漏えい又は漏えいのおそれがあると認められる事情が生じた場合には、速やかに当該特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するとともに、必要な調査に協力すること。
- (3) 別紙記載の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」IV 9 (1)アに掲げる事情がある場合に、速やかに、私を取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に申し出ること。
- (4) 私について、別紙記載の「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」IV 9 (1)アに掲げる事情があると認められた場合に、[私を雇用する事業者により私の取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告がなされること。／私を雇用する事業者により私の派遣先の事業者に報告がなされること及び私の派遣先の事業者により私の取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告がなされること。]

※従業者の場合に記載

年 月 日

氏名 印

※ 氏名については、自署又は記名押印してください。

1 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）では、適性評価により、特定秘密の取扱いの業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととされています。

今回実施された適性評価により、あなたは特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められましたが、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うこととなったときは、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努めなければなりません。

あなたが特定秘密の取扱いの業務により知得した特定秘密を故意又は過失により漏らした場合には、特定秘密保護法第23条により罰せられることがあります（以下の条文を参照してください。）。

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の懲役に処し、又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第27条 第23条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 （略）

2 今回あなたについて実施された適性評価は、あなたが質問票により申告した事実等に基づいて行われました。

今後、以下に掲げる事情（「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評

1 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」といいます。）では、適性評価により、特定秘密の取扱いの業務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた人でなければ、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととされています。

今回実施された適性評価により、あなたは特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められましたが、今後、特定秘密の取扱いの業務を行うこととなったときは、特定秘密の保護のための法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努めなければなりません。

あなたが特定秘密の取扱いの業務により知得した特定秘密を故意又は過失により漏らした場合には、特定秘密保護法第23条により罰せられることがあります（以下の条文を参照してください。）。

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

第23条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2 第4条第5項、第9条、第10条又は第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、5年以下の懲役に処し、又は情状により5年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。第10条第1項第1号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第1項の罪を犯した者は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

5 過失により第2項の罪を犯した者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第27条 第23条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 （略）

2 今回あなたについて実施された適性評価は、あなたが質問票により申告した事実等に基づいて行われました。

今後、以下に掲げる事情（「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評

価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」IV 9 (1)アに掲げる事情)がある場合には、速やかに、あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に、以下の窓口を通じて申し出てください。その申出内容により、あなたが特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなった場合には、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- (7) 飲酒により、けんかなどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
- (9) 特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

また、[あなたの上司等/あなたを雇用する事業者/あなたを雇用する事業者又はあなたの派遣先の事業者]が、あなたについて上記の事情があると認めた場合には、あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告されることとなります。その場合にも、あなたが特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなった場合には、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

< 申出窓口 >

省 局 課

住所

電話

電子メール

価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」IV 9 (1)アに掲げる事情)がある場合には、速やかに、あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に、以下の窓口を通じて申し出てください。その申出内容により、あなたが特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなった場合には、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

- (1) 外国籍の者と結婚した場合その他外国との関係に大きな変化があったこと。
- (2) 罪を犯して検挙されたこと。
- (3) 懲戒処分の対象となる行為をしたこと。
- (4) 情報の取扱いに関する規則に違反したこと。
- (5) 違法な薬物の所持、使用など薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと。
- (6) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと。
- (7) 飲酒により、けんかなどの対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと。
- (8) 裁判所から給与の差押命令が送達されるなど経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと。
- (9) 特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと。

また、[あなたの上司等/あなたを雇用する事業者/あなたを雇用する事業者又はあなたの派遣先の事業者]が、あなたについて上記の事情があると認めた場合には、あなたが取り扱う特定秘密に係る特定秘密管理者に報告されることとなります。その場合にも、あなたが特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると判断されることとなった場合には、特定秘密の取扱いの業務を行うに当たって、改めて適性評価が実施されることとなります。

< 申出窓口 >

省 局 課

住所

電話

別添11

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣

苦情処理結果通知書

年 月 日付けで申出のありました苦情について、これを処理した結果は下記のとおりですので、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第14条第2項の規定により通知します。

記

<問合せ先>

省 局 課

住所

電話

電子メール

別添11

年 月 日
※文書発信番号

様

大臣



苦情処理結果通知書

年 月 日付けで申出のありました苦情について、これを処理した結果は下記のとおりですので、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第14条第2項の規定により通知します。

記